

# 『日本銀行地区』における景観形成の考え方及び行為の制限

## 地区の考え方

指定 S61.12.4 改正 H6.7.15 改正 H8.11.1 改正 H18.2.15 改正 H21.4.1	 <ul style="list-style-type: none"> <li>①旧北海道拓殖銀行小樽支店</li> <li>②旧北海道銀行本店</li> <li>③旧三井銀行小樽支店</li> <li>④旧第一銀行小樽支店</li> <li>⑤日本銀行旧小樽支店</li> <li>⑥本通線</li> <li>⑦旧国鉄手宮線</li> <li>⑧浅草線</li> <li>⑨於古発川</li> </ul>	
地区面積 (約8.7ha)	創建時のまま残る歴史的建造物群	
地区の概況	明治後期から昭和初期にかけて、日本銀行旧小樽支店をはじめとする中央の大手銀行や地元銀行の本・支店、商社が軒を連ねるように建てられ、北海道の金融、経済の中心として往時の繁栄をしのばせる地区です。 また、現在でも本通線や浅草線沿いには、歴史的建造物がほぼ当時の街並みのまま連続して残されており、小樽を代表する景観のひとつを形成しています。 これらの建物の多くは飲食店やホテルなどに用途を変え、多くの市民や観光客が訪れ、ショッピングや飲食などを楽しむ施設として再活用されています。	
景観形成の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 歴史的建造物群とのスカイラインや壁面線の統一を図るなど、小樽繁栄時の雰囲気をしよばせる景観の保全に努めます。</li> <li>● 日本銀行旧小樽支店や周辺の歴史的建造物に配慮した街並みの形成に努めます。</li> </ul>	

## 行為の制限

建築物	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の指定有形文化財である日本銀行旧小樽支店に配慮し、17メートル以下とする。</li> <li>・旧国鉄手宮線沿線では、沿線の街並みに配慮した高さとする。</li> </ul>		
		連続性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本銀行旧小樽支店やその周辺の歴史的建造物を中心とした街並みの連続性に配慮す</li> <li>・敷地を空地や駐車場（青空駐車場含む。）とする場合には、道路側から見えにくくなるよう塀、さく又は植栽などを設け、街並みの連続性に配慮する。</li> </ul>	
	形態・意匠		屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市道浅草線沿い及び本通線沿いでは、陸屋根などとし、周辺の歴史的建造物と調和した形態とするよう努める。</li> <li>・上記以外の範囲では、周辺の歴史的建造物と調和した形態とするよう努める。</li> </ul>
		軒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市道浅草線や本通線沿いでは、歴史的建造物にある蛇腹を設けるなど単調な軒とならないよう努める。</li> </ul>	
		外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市道浅草線や本通線沿いでは、周辺の歴史的建造物と調和した形態とするよう努める。</li> <li>・大規模建築物の壁面構成は、水平方向、垂直方向の分節化に努める。</li> </ul>	
		腰	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺と調和した形態とするよう努める。</li> </ul>	
		開口部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓、出入口などの開口部は、歴史的建造物に施されている装飾アーチや縦長窓などを設置するよう努める。</li> </ul>	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な眺望地点からの景観に配慮する。</li> <li>・主要な道路の交差点、屈曲部、突き当たりなど、多くの視線を集めやすい場所に位置する場合には、アイストップやランドマークとなることを意識した形態・意匠とするよう努める。</li> <li>・歴史的建造物である石造り倉庫などに下屋などを設置するときは、建物本屋と調和した形態・意匠とするよう努める。</li> </ul>		
	素材	外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市道浅草線及び本通線沿いでは、自然石などを基調とするよう努める。</li> <li>・上記以外の範囲では、周辺の歴史的建造物と調和した素材とするよう努める。</li> <li>・金属やガラスなど光沢性のある素材は、原則大きな面積で使用しない。</li> </ul>	
			屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の街並みに配慮し、低明度、低彩度の色彩の使用に努める。</li> </ul>
色彩	外壁・腰	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の歴史的建造物の外壁の色彩を基調とする。</li> <li>・裏面の「色彩基準等」による。</li> </ul>		
		その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物に設ける建築設備（屋上設備を含む。）は、道路その他の公共の場所から見えにくい位置に設置する。やむを得ない場合には、ルーバーなどの覆いを設けるか壁面と同一の色調とするよう努める。</li> <li>・ごみ集積所を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和を図るため、囲いや緑化などによる修景や色彩などに配慮する。</li> <li>・自動販売機を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和に努める。</li> <li>・日除けテントなどを設けるときは、建築物のアクセントとなるよう部分的な箇所止め</li> </ul>	
工作物	さく垣など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路などから望見される擁壁などは、材料・仕上げ材に配慮するかあるいは緑化などによる修景に努める。</li> <li>・敷地にさく、擁壁などを設ける場合には、極力生垣又は自然素材を用いたものとするよう努める。</li> </ul>		
	鉄塔など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯電話などの鉄塔、鋼管柱などを地上から立ち上げることは、原則禁止する。これらのものを設ける場合には、建物の屋上に設け、主要な道路などから見えにくい位置に設置する。</li> </ul>		
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の街並みとの調和に配慮した色彩とする。</li> <li>・裏面の「色彩基準等」による。</li> </ul>		

# 色 彩 基 準 等

## 1. 色彩基準

### ① 基調色 (ベースカラー)

建築物等の外観（屋根を除く。）に使用できる色彩の範囲は、下表のとおりとする。  
ただし、下記のいずれかに該当する部分（場合）については、この限りでない。

- ・着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分
- ・②に該当する場合

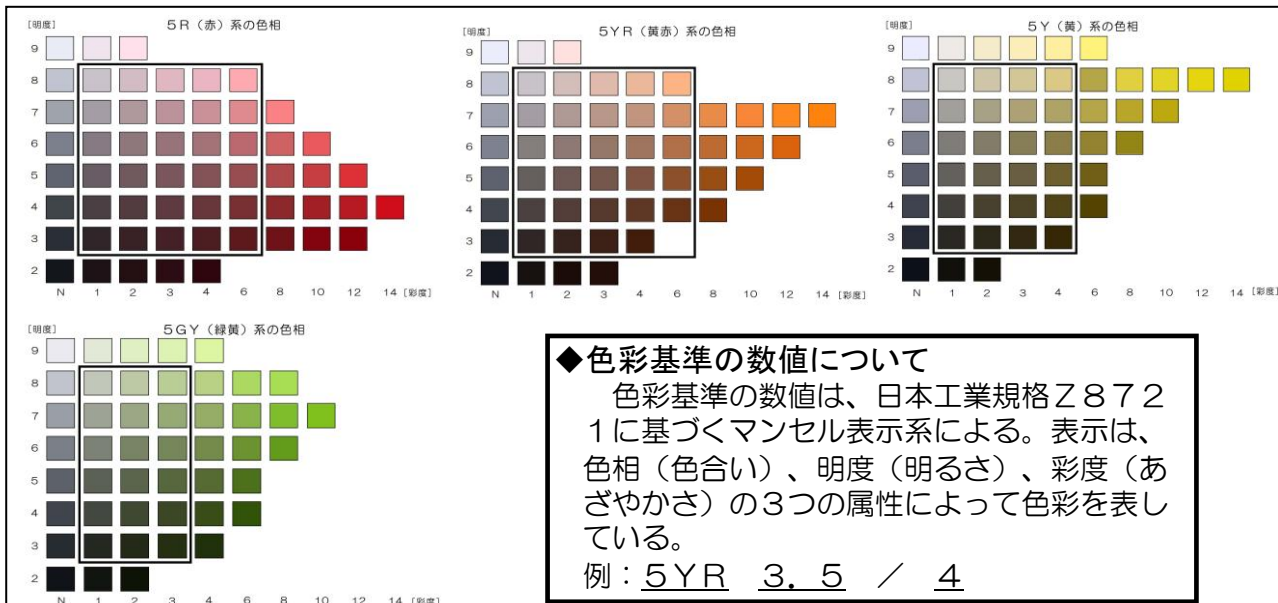
使用する色相	明度	彩度
5R～YR～2.5Y（2.5Yを含む）	3以上8以下とする。	0.5以上6以下とする。
2.5Y(2.5Yを含まない)～10Y(10Yを含む)		0.5以上4以下とする。
10Y(10Yを含まない)～10GY(10GYを含む)		0.5以上3以下とする。

### ② 強調色 (アクセントカラー)

基調色以外の色彩を使用する場合は、1箇所当たり2平方メートル以下、かつ合計5平方メートル以下とする。

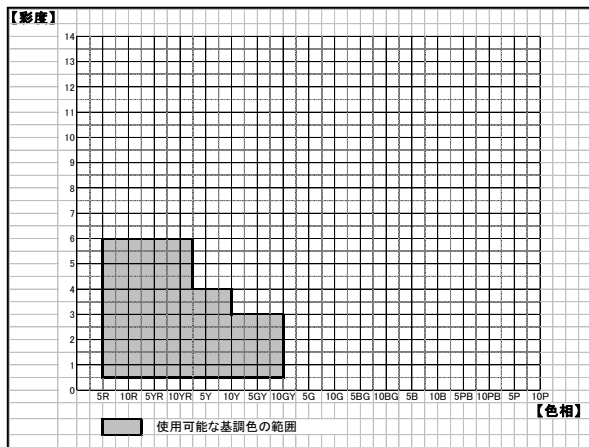
## 2. 使用できる色彩

### (1) 代表的な色相



注）上記の色は印刷のため、実際の色とは多少異なります。

### (2) 彩度の範囲



### (3) 明度の範囲

